

特別管理産業廃棄物の処理業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する特別管理産業廃棄物の処理業務を受託する者（以下「乙」という。）の行う業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本県内に不法に投棄された特別管理産業廃棄物について、当該特別管理産業廃棄物を処分することにより、周辺地域の生活環境の保全上の支障を除去することを目的とする。なお、本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 19 条の 8 第 1 項の規定に基づく措置に該当する。

2 履行の期限

契約締結の日から令和 7 (2025) 年 2 月 28 日 (金) までとする。

3 委託する業務内容

(1) 委託する業務の内容

別紙記載の場所において、容量 1 立方メートルのフレキシブルコンテナバッグに梱包されている特別管理産業廃棄物を乙が指定する処分先まで運搬し、処分先において焼却処分する。

(2) 廃棄物の性状

以下の廃棄物がフレキシブルコンテナバッグに梱包されており、その廃棄物は、ポリ塩化ビフェニルが含有（含有量：0.60～4.5 mg/kg）している。

ア 廃プラスチック類を細かく破碎したもの（シュレッダーダスト状）を主とする廃棄物で土砂と混合されているもの

(3) 産業廃棄物の種類

法施行令第 2 条の 4 第 5 号ロ (5) に規定する特別管理産業廃棄物のポリ塩化ビフェニル汚染物

(4) 対象となる特別管理産業廃棄物の保管場所及び箇所数

別紙記載の保管場所 計 6 箇所

(5) 対象となる廃棄物の量

計 758 m³*（詳細は別紙のとおり）

※ 1 袋あたり 1 m³としている。

(6) 乙に求められる資格等

ア 法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づき、取扱う特別産業廃棄物の種類としてポリ塩化ビフェニル汚染物を事業範囲とするいずれかの都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 27 条に規定する指定都市

の長等の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。

イ 法第 14 条の 4 第 6 項の規定に基づき、取扱う特別産業廃棄物の種類としてポリ塩化ビフェニル汚染物を事業範囲とする特別管理産業廃棄物処分業の許可を受け、又は法第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、ポリ塩化ビフェニル汚染物の無害化処理を行うとして環境大臣の認定を受けていること。

ウ 共同企業体にあつては、共同企業体を構成するいずれかの構成員がア又はイの要件を満たし、共同企業体がア及びイのいずれの要件も満たすこと。

(7) 再委託

ア 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(8) 産業廃棄物管理票の交付等

ア 甲から、特別管理産業廃棄物の搬出に当たり、必要な事項を記載した産業廃棄物管理票を交付するものとする。

イ 乙は、産業廃棄物の運搬及び処分に当たり、法第 12 条の 3 に基づき (8) アにより交付された産業廃棄物管理票を回付及び送付すること。

(9) その他

ア 作業に当たって必要な消耗品、機材等は、乙が準備する。

イ 産業廃棄物管理票は紙によるものとし、乙が準備する。

ウ 当該廃棄物が道路上にある場所の作業に当たっては、乙において道路使用許可を取得する必要がある（エ(ア)の地点を除く）。

エ 特別管理産業廃棄物の運搬に当たり、一時的に集約等を行う必要がある場合は、以下の地点を使用することを可能とする。

(ア) 日光市鬼怒川温泉滝 1505-5（詳細は別添『平面図』のとおり）

オ エ(ア)の地点を使用する場合は、以下の措置を講ずること。

(ア) 作業場全体の周囲にその地盤面からの高さが 1.8m 以上の板塀その他これに類する仮囲いを設けることにより通行者から容易に内部を確認できないようにする措置

(イ) 施錠等により関係者以外の侵入を防止するための措置

(ウ) (ア)及び(イ)の措置について、5(1)で定める期限までに撤去すること

カ 本業務に係る車両等により、道路及び履行場所敷地の汚損又は破損等については、原状復旧すること。

4 作業計画書の提出

(1) 提出期限

契約締結日から 2 週間以内

(2) 計画書の内容

乙は、以下の内容を記載した作業計画書を(1)の期限までに甲に提出する。

- ア 工事概要
- イ 計画工程表
- ウ 現場組織表及び施工体系図
- エ 安全管理
- オ 緊急時の体制及び対応
- カ その他（発注者又は受注者が作業施工上必要な事項）

5 作業の報告

(1) 報告期限

令和7(2025)年2月28日(金)

(2) 報告の方法

保管場所ごとの作業状況（作業前、作業中及び作業後の状況）及び処分を行う事業場への搬入の状況を撮影したもの並びに処分実績数量（t）を記載したものを報告書とし、本業務に係る全ての産業廃棄物管理票のE票を添付した上で、(1)の報告期限までに書面で甲に報告する。

6 事故時の報告等

(1) 事故時の措置

委託業務の実施に際して事故等が発生し、当該特別管理産業廃棄物が飛散し若しくは流出したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずること。

(2) 報告

(1)の措置を講じた場合、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を甲に報告すること。

7 その他

- (1) 乙は、本仕様書に定めのない事項であっても、法の規定を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、本委託業務の実施に当たり、廃棄物の飛散・流出等周囲の生活環境の保全に万全を尽くさなければならない。
- (3) この仕様書に定めのないことは、甲と乙が協議して定める。
- (4) 報告書の提出先及び連絡先
栃木県環境森林部資源循環推進課審査指導班
TEL 028-623-3154 FAX 028-623-3113

別紙

地点	地点	数量 (m ³)
B	鹿沼市上石川 1871-9	145
C	日光市鬼怒川温泉滝 1505-5	127
D	日光市横川字栃久保 17 番 1	314
J	大田原市須佐木字明神 2446 番 16 先	49
S	那須町大字簗沢字中倉 1220 番先	71
T	那珂川町大字富山字太郎澤国有林 5 林班し 2 小班	52
	(合計)	758

平面図

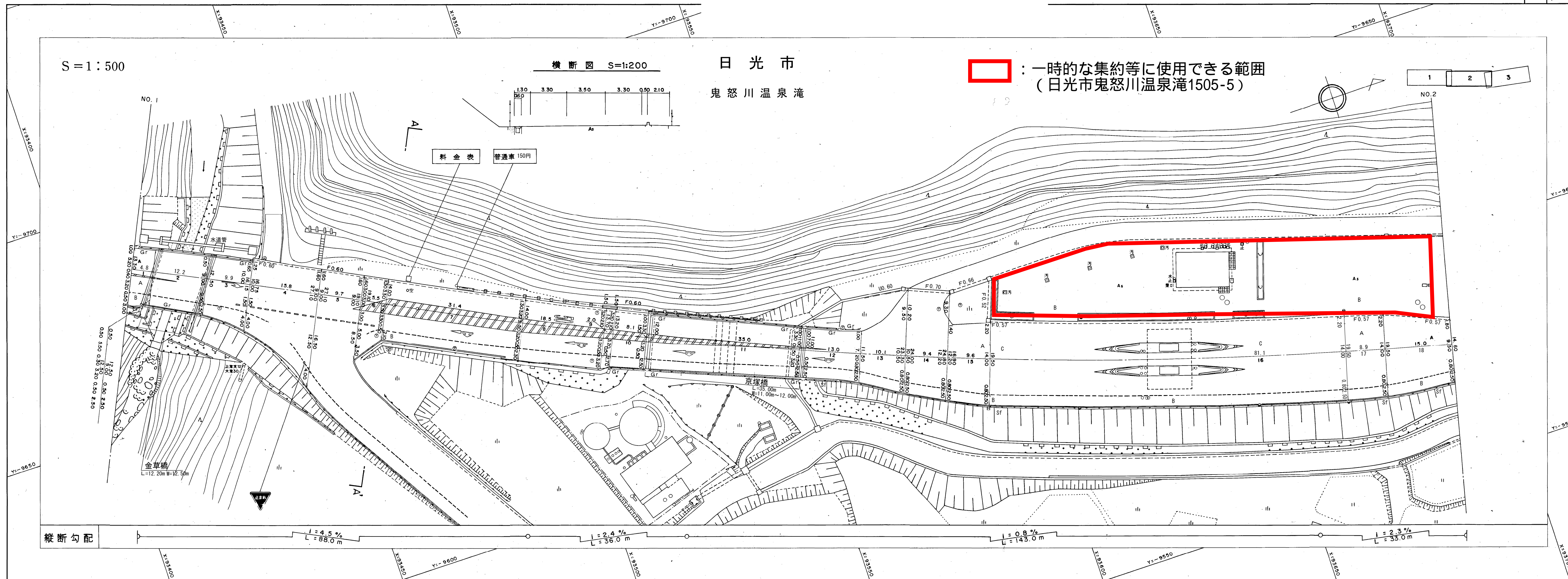
S = 1 : 500

横断図 S=1:200

日光市

鬼怒川温泉滝

: 一時的な集約等に使用できる範囲
(日光市鬼怒川温泉滝1505-5)



作成 14年3月 (株) ニッコー
補正 年月
年月